

水田活用直接支払交付金の交付対象水田が見直されます

水田機能を維持するため、**定期的な水張りを行わない水田**は今後、麦・大豆・飼料作物や販売野菜等の交付金を受け取れなくなります。

1. 見直しの概要(令和9年度から実施)

現行ルールに加え、過去5年間に水稻(新規需要米等含む)が作付されず、水張りもしない水田は、交付対象水田から除外されます。

【現行ルール】(前年度の交付対象水田から除外される農地)
①現況において非農地に転換された土地、②3年間連続して作物の作付が行われていない農地、
③畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付を行うことが困難な農地(湛水設備無・用水供給設備無)等

令和9年度以降、水田活用の直接支払交付金を受給するには、過去5年間(令和9年度の場合、令和4年度～令和8年度)のうち少なくとも1作は、原則水稻を作付する必要があります。

No.	R3 作付	R4 作付	R5 作付	R6 作付	R7 作付	R8 作付	R9 交付対象	備考
①								R6に水稻を作付 (新規需要米等も可)
②								過去5年間(R4～R8) 水稻作付無し
③								過去5年間作付無し (R3作付は考慮しない)

交付対象水田から外れると(原則、一度交付対象外になると、交付対象水田に戻ることはありません。)

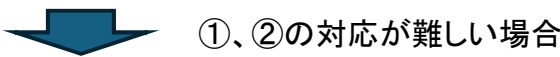
戦略作物助成(例: 麦・大豆・飼料作物3.5万円/10a)や、産地交付金の支援を受けられなくなります。

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」は引き続き受け取ることができます。

2. 見直しへの対応

交付金を継続して受給する場合 (交付対象水田を維持)

- ①水稻作の導入(輪作体系の確立) ※こちらが基本
畑作物と水稻の輪作の導入により、継続的に水稻作を行える営農体系を確立します。
- ②1か月以上の水張り及び連作障害が発生していないことの確認 ※①が困難な場合
水稻の作付が難しい場合の対応として、国が定める方法を活用します。(詳細は裏面)



交付対象水田から除外(畑地化) ※地目の変更が必要になるわけではありません

水稻の作付や1か月の湛水管理が難しい場合、交付対象水田から除外(畑地化)されます。
※条件(団地化・前年度作付等)を満たすことで、畑地化に関する国の支援を受けられる可能性があります。

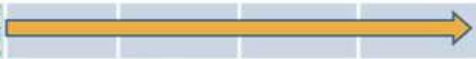
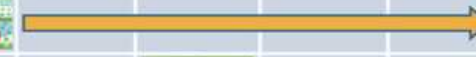
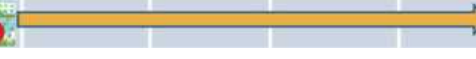
3. 水稻の作付が難しい場合の対応について

以下の両方を確認することで、交付対象水田の要件を満たすことができます。

- ①1か月以上の水張り(湛水管理)を実施すること
- ②連作障害による収量低下が発生していないこと

①1か月以上の水張り(湛水管理)について

過去5年間(令和9年度の場合、令和4年度～令和8年度)に、少なくとも1回、1か月以上、対象となる水田で水稻栽培と同様の水張りを行います。

水張り年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
R4						○				
R6								○		
R8										○

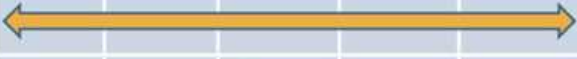
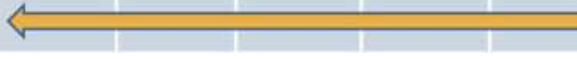
- ・令和6年度に水張りした場合、令和11年度まで交付対象水田の要件を満たすことができます(連作障害がない場合)。
- ・令和9年度以降、毎年度、交付対象水田の確認が行われます。

留意点

- ・地域農業再生協議会による水張りの実施確認が必要です。水張りの実施前に、必ず各市町村の地域農業再生協議会にご連絡ください。
- ・実施状況に関する写真等の提出が必要になります。
- ・水張りの時期は問いませんが、水張りにあたっては隣接ほ場の状況に注意してください。
- ・降雨や雪解け水など、天水による湛水は認められません。

②連作障害が発生していないことの確認について

過去5年間(令和9年度の場合、令和4年度～令和8年度)に、対象となる水田で、2年以上連続で同一作物を作付した場合、連作障害が発生していないことの確認が必要です。

確認年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	確認期間
R9						○			R4～R8
R11									R6～R10

留意点

- ・対象ほ場の収量について客観的な書類(売上伝票等)で確認が必要です。ほ場ごとに客観的な書類が作成できない場合、作業日誌等に収量を記載して保管してください。
- ・減収が発生した場合、減収理由と根拠となる書類(被害を受けた写真等)を保管してください。
- ・水田の扱いについては、地権者と耕作者の皆様で十分に協議してください。
- ・水張りの実施前に、必ず、各市町村の地域農業再生協議会にご連絡ください。

お問い合わせ先

大津市農業再生協議会(大津市役所別館3階)

電話:077-525-3522(直通)内線:2667 Fax:077-525-3520